⑸　The period of time for the submission of tenders by electronic bidding system : From 10 : 00 A.M. 29 January 2010 to 12 : 00 (noon) 1 February 2010 (tenders brought with From A.M. 29 January 2010 to 12 : 00 (noon) 1 February 2010 or tenders submitted by mail From 10 : 00 A.M. 29 January 2010 to 12 : 00 (noon) 1 February 2010)

⑹　Contact point for tender documentation : Research Section Contract Division General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure and Transport, 2―5―1, Sannomaru, Naka-Ku, Nagoya-shi, Aichi-ken 460―8514, Tel 052―953―8138 ex. 2526

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年11月２日

国立大学法人新潟大学　学長　下條　文武

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　15

○第１号

１　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　新潟大学医歯学総合病院外来診療棟新営工事

⑶　工事場所　新潟市中央区旭町通１番町754番地（新潟大学旭町地区構内）

⑷　工事概要　附属病院外来診療棟の新営工事　鉄筋コンクリート造　免震基礎構造地上５階地下１階建、建築面積3,850㎡、延床面積21,400㎡

⑸　工期　平成24年４月23日まで。【全体工期約28ヶ月】

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約22,100㎥、鉄筋約2,350ｔ、板ガラス約2,200㎡　なお、関連する設備工事は別途発注される予定である。

⑺　本工事は、入札時に「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」(以下「技術提案書」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式による総合評価落札方式（標準型)を実施する工事である。（詳細は入札説明書による。）

⑻　本工事においては、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。)又は次に掲げる条件を満たしている２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。)であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、国立大学法人新潟大学契約事務等責任者(以下、「契約事務等責任者」という。)から共同企業体としての認定を受けていること。

⑴　特別の理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

⑵　前項に規定する特別な理由がある場合とは、被保佐人、被補助人、及び未成年者で必要な同意を得ている場合、又は特に軽微な契約（民法第９条但書に規定する行為）である場合とする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑷　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。)を有し、「一般競争参加者の資格」(平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,250点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、950点）以上であること。

⑸　平成11年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

①　単体又は共同企業体の構成員の代表者

１）鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造地上４階建以上かつ延床面積が10,000㎡以上の病院の新営工事

２）免震構造又は制震構造を有する建物の新営工事

※１)、２）の両方の実績が必要であるが、１）と２)が別の工事であっても構わない。

②　共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員

鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造地上３階建以上かつ延床面積が4,000㎡以上の病院、校舎、研究施設又は庁舎の新営工事

⑹　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑺　共同企業体の構成員の数は、２又は３社とする。

⑻　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑼　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑽　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。

⑾　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、建設業法第七条第二号イ又はロに掲げる者又は同等以上の知識及び技術又は技能を有する者であること。

②　平成11年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑸①１）に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　共同企業体の代表者以外の構成員については、①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

⑿　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⒂　共同企業体として申請した場合は、その構成員が単体として重複申請することは認めない。

３　総合評価に関する事項

⑴　総合評価の方法　標準点を100点とする。加算点は最高30点とし、技術提案書の内容に応じ与えるものとする。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書に参考として示した標準案により入札に参加する(技術提案を行わない)場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ加算点を算出し与える。(詳細は入札説明書による。)

⑵　評価項目及び評価基準　企業の高度な技術力「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」（外壁タイル張りにおける耐久性の向上（剥落防止)、建築副産物の発生抑制・再利用・再資源化、要求性能を担保した上でのコスト縮減に対する提案）及び「工事全般の施工計画」(施工上配慮すべき事項等の技術的所見）により評価を行い、評価点数を算出する。(詳細は入札説明書による。)

⑶　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

⑷　技術提案書に対するヒアリング　技術提案書に対するヒアリングは必要に応じて行うものとし、その場合の日時・場所等の必要事項は別途通知する。